

平成20年12月12日

指定管理者の指定について（練馬区立かたくり福祉作業所）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立かたくり福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

会長 上野 定雄

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成20年5月27日 第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、モニタリング様式の検討）

6月20日 第二回練馬区議会定例会

（練馬区立障害者自立支援施設条例改正案議決）

8月1日 募集要項配布開始

8月11日 応募説明会（参加団体数5）

8月12日～29日 応募書類受付（応募団体数1）

9月3日 第2回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)

9月8日 経営診断委託

9月10日 第3回指定管理者選定委員会
(施設実地調査の実施)

10月3日 第4回指定管理者選定委員会
(評価・採点および審査、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立かたくり福祉作業所を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

借入金がないため、借入金の返済能力に問題ないこと。

自己資本比率が高く、経営の安全性が高いこと。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

東京都指導監査においても文書による指摘がないこと。

役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

練馬区内で、2か所の福祉作業所および豊玉障害者地域生活支援センターの指定管理委託を受託するなど、障害福祉分野において十分な実績があること。

また、練馬ボランティア・市民活動センター、権利擁護センターなど、地域福祉に係る実績があること。

利用者アンケートにおいて、作業所に対して「満足している」「まあ満足している」

との高い評価を得ていること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

法人の経営改革計画を作成し、組織体制の強化、人材育成、人事給与制度の見直し、財政強化への取組みの実践など、経営努力に関する提案があること。

(6) 受託への熱意・意欲

就労移行支援事業において、2年間で6人の企業就労を目指すなど、具体的で独創的な提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、危機管理に関する基本方針、情報セキュリティポリシー等を定め危機管理の対策を講じ、法人全体で危機管理体制をとっていること。

定期的に安全面の点検等のチェック体制をとっていること。

緊急時の連絡体制、連絡網を整備していること。

(8) 施設管理運営体制

施設花壇等の整備や屋上緑化事業に協力することで「みどり30推進事業」に貢献していること。

法人が定める「大規模災害時の各部署対応マニュアル」が定められていること。

また、災害時においては練馬区と連携して対応するとされていること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者が主体となって行う自治会活動（青空会）を支援し、利用者の主体性を尊重する利用者支援に取り組んでいること。

各職員の接遇の改善・向上のために、実践内容の職員自己評価を定期的に行ってい ること。

個別プログラムの実施や作業選択等、利用者個々に対して細かな配慮ができていること。それに伴い、利用者が安定して作業を行っていること。

(10) 職員の育成

練馬区社会福祉協議会人材育成方針および人材育成計画に基づき、職員育成を行っていること。

また、人事考課制度を導入し、在職年数・経歴・職層に応じて業務や能力開発の目標と成果を確認していること。

(11) 団体の理念・姿勢

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、行政への福祉施策の協力、行政では対応しづらい地域課題への取組みなど、地域福祉の推進・充実に取り組む姿勢を打ち出していること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内事業者であること。現在、練馬区立かたくり福祉作業所雇用職員19名中12名が区民であること。再委託に当たっては、建物清掃業務、消防設備保守業務、害虫駆除業務等について区内事業者の活用を提案していること。

(13) 事業等の提案

障害福祉施設単独では解決が困難な課題や相談等について、ボランティア・市民活動センター・や権利擁護センター等の部署と連携して対応する提案があること。

地域のボランティアと共に、花壇の植え替えや整備を行うなど、緑化事業を積極的に推進する提案があること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課施設係

電話 03（3993）1111 内線7373

FAX 03（5984）1214

指定管理者選定(社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会)の評価結果
(練馬区立かたくり福祉作業所)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または団体が運営する施設による、かたくり福祉作業所の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合計	100点	80点

※ 現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関する利用者等の評価を含めて評価する。